

○環境省告示第二十五号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号又の規定に基づき、環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号又の環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法は、別表の大気有害物質の種類欄に掲げる大気有害物質の種類ごとに同表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

| 大気有害物質の種類         | 測定方法  |
|-------------------|---|
| カドミウム及びその化合物      | 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第3備考1に掲げる方法 |
| 塩素                | 規則別表第3備考1に掲げる方法   |
| 塩化水素              | 規則別表第3備考2に掲げる式により算出する方法                                 |
| ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 | 規則別表第3備考1に掲げる方法   |

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 鉛及びその化合物 | 規則別表第3備考1に掲げる方法          |
| 窒素酸化物    | 規則別表第3の2備考に掲げる式により算出する方法 |